

秋田港火力発電所（仮称）建設計画に係る

環 境 影 響 評 価 準 備 書

補 足 説 明 資 料

平成 30 年 6 月

丸紅株式会社

株式会社関電エネルギーソリューション

目 次

1. 準備書等の記載内容の修正について 3

1. 準備書等の記載内容の修正について

準備書等の記載内容について、誤記等が確認されたため、以下のとおり修正し、評価書に反映します（同種の修正が複数頁ある場合は現行の最初の頁で例示して修正し、**ゴシック書体**は修正箇所を示しています。）。

なお、当該修正内容は、準備書の評価に変更が生じるものではありません。

1. ばいじんの処理方法に係る用語の統一

現行（準備書 p2-28（30）、要約書 p13）

第2.2.9-5表 ばい煙に関する事項

項目	単位	1号機	2号機	
（－省略－）				
ばいじん	排出濃度	mg/m ³ _N	9	同左
	排出量	kg/h	18	同左
	処理方法	－	電気式	同左

注：窒素酸化物及びばいじんの排出濃度は、乾きガスベースでO₂濃度6%換算値である。

修正後

第2.2.9-5表 ばい煙に関する事項

項目	単位	1号機	2号機	
（－省略－）				
ばいじん	排出濃度	mg/m ³ _N	9	同左
	排出量	kg/h	18	同左
	処理方法	－	乾式低低温電気式集じん方式	同左

注：窒素酸化物及びばいじんの排出濃度は、乾きガスベースでO₂濃度6%換算値である。

2. 産業廃棄物の種類に係る記載漏れの修正

現行（準備書 p2-37 (39)、12.1.8-5 (1067)、12.4-97 (1201)、要約書 p121)

第 2.2.9-11 表 発電所の運転に伴う産業廃棄物の種類及び量

(単位：t/年)

種類		発生量	有効利用量 (有効利用率)	処分量	有効利用方法等
ばいじん	石炭灰	622,000	622,000 (100%)	0	セメント原料、建設資材原料として有効利用する。
(一省略)					
合計		625,400	625,400 (100%)	0	—

注：1. 種類は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める産業廃棄物の区分とした。

2. 脱硫石膏（発生量245,000t/年）については、石膏ボード等の原材料として全量有価物として搬出する計画であるため、産業廃棄物の記載対象としていない。

修正後

第 2.2.9-11 表 発電所の運転に伴う産業廃棄物の種類及び量

(単位：t/年)

種類		発生量	有効利用量 (有効利用率)	処分量	有効利用方法等
ばいじん・燃え殻	石炭灰	622,000	622,000 (100%)	0	セメント原料、建設資材原料として有効利用する。
(一省略)					
合計		625,400	625,400 (100%)	0	—

注：1. 種類は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める産業廃棄物の区分とした。

2. 脱硫石膏（発生量245,000t/年）については、石膏ボード等の原材料として全量有価物として搬出する計画であるため、産業廃棄物の記載対象としていない。

3. 水質汚濁に係る排出基準に係る記載漏れの修正

現行（準備書 p3-157（199））

第 3. 2. 8-22 表(2) 水質汚濁に係る排水基準

項目	水質汚濁防止法 (一律排水基準)	秋田県公害防止条例（上乘せ排水基準）		
		第 1 種水域	第 2 種水域	第 3 種水域
（－省略－）				
ジクロロメタン	1 Lにつき 0. 2mg			-
四塩化炭素	1 Lにつき 0. 02mg	-	-	-
1, 2-ジクロロエタン	1 Lにつき 0. 04mg	-	-	-
1, 1-ジクロロエチレン	1 Lにつき 1 mg	-		
（－省略－）				

注：1. 上乘せ排水基準の適用業種又は施設は、秋田県公害防止条例別表第2に規定されているものである。

2. 上乘せ排水基準の水域区分は、第3. 2. 8-22表(3)に示すとおりである。

〔「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）
「秋田県公害防止条例」（昭和46年秋田県条例第52号）より作成〕

修正後

第 3. 2. 8-22 表(2) 水質汚濁に係る排水基準

項目	水質汚濁防止法 (一律排水基準)	秋田県公害防止条例（上乘せ排水基準）		
		第 1 種水域	第 2 種水域	第 3 種水域
（－省略－）				
ジクロロメタン	1 Lにつき 0. 2mg	-	-	-
四塩化炭素	1 Lにつき 0. 02mg	-	-	-
1, 2-ジクロロエタン	1 Lにつき 0. 04mg	-	-	-
1, 1-ジクロロエチレン	1 Lにつき 1 mg	-	-	-
（－省略－）				

注：1. 上乘せ排水基準の適用業種又は施設は、秋田県公害防止条例別表第2に規定されているものである。

2. 上乘せ排水基準の水域区分は、第3. 2. 8-22表(3)に示すとおりである。

〔「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）
「秋田県公害防止条例」（昭和46年秋田県条例第52号）より作成〕

4. 大気汚染物質濃度の文献調査（速報値）の調査期間に係る記載漏れの修正

現行（準備書 p12.1.1-70（444））
(c) 調査期間 平成 23～27 年度の 5 年間とした。
修正後
(c) 調査期間 平成 23～27 年度の 5 年間 及び平成 28 年 7 月 1 日～平成 29 年 6 月 30 日の 1 年間 とした。

5. 大気質（日平均値：実測高濃度日）の評価結果に係る誤記の修正

現行（準備書 p12.1.1-194（568））
ii. 実測高濃度日 （一省略一） 浮遊粒子状物質の将来環境濃度は、寄与濃度が最大となる昭和局が 0.05220mg/m ³ 、寄与濃度が最大となる土崎局が 0.05300mg/m ³ であり、環境基準に適合している。
修正後
ii. 実測高濃度日 （一省略一） 浮遊粒子状物質の将来環境濃度は、寄与濃度が最大となる昭和局が 0.05220mg/m ³ 、 将来環境 濃度が最大となる土崎局が 0.05300mg/m ³ であり、環境基準に適合している。

6. 陸生動物の分布・生態的特徴に係る誤記の修正

現行（準備書 p12. 1. 3-69 (807)）

ア. ホンシュウジネズミ

(ア) 分布・生態的特徴

日本には北海道、本州、四国、九州、隠岐諸島、佐渡、伊豆諸島（新島）、種子島、屋久島、福岡県沖の島、トカラ列島（新島）に分布する。低地の河畔、水辺、農耕地周辺のヤブ、低山帯の低木林などにも生息し、小型昆虫類やクモ類、ジムカデ等も捕食する。

雌は春に3～4頭の仔を産み、寿命は1年余と考えられる。

〔「日本の哺乳類」（東海大学出版会、平成6年）より作成〕

修正後

ア. ホンシュウジネズミ

(ア) 分布・生態的特徴

日本には北海道、本州、四国、九州、隠岐諸島、佐渡、伊豆諸島（新島）、種子島、屋久島、福岡県沖の島、トカラ列島（**中之島**）に分布する。低地の河畔、水辺、農耕地周辺のヤブ、低山帯の低木林などにも生息し、小型昆虫類やクモ類、ジムカデ等も捕食する。

雌は春に3～4頭の仔を産み、寿命は1年余と考えられる。

〔「日本の哺乳類」（東海大学出版会、平成6年）より作成〕

7. 陸生動物の見出し順に係る誤記の修正

現行（準備書 p12. 1. 3-87（825））
<p>リ. ハウチワウンカ （一省略一）</p> <p>ヲ. ハマヤガ （一省略一）</p> <p>(f) 評価の結果</p> <p>ア. 環境影響の回避・低減に関する評価 （一省略一）</p> <p>これらの環境保全措置を講じることにより、各重要な種は「(e) 予測結果 ア.~ヲ.」のとおりに予測されるため、造成等の施工及び施設の存在による重要な種への影響は少ないものと考えられることから、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。</p>
修正後
<p>ア. ハウチワウンカ （一省略一）</p> <p>リ. ハマヤガ （一省略一）</p> <p>(f) 評価の結果</p> <p>ア. 環境影響の回避・低減に関する評価 （一省略一）</p> <p>これらの環境保全措置を講じることにより、各重要な種は「(e) 予測結果 ア.リ.」のとおりに予測されるため、造成等の施工及び施設の存在による重要な種への影響は少ないものと考えられることから、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。</p>

8. 海生動物の学名に係る誤記の修正

<p>現行 (準備書 p12.1.3-110 (848)、12.1.3-167 (905)、12.4-76 (1180)、要約書 p100)</p>
<p>オ. 調査結果 (一省略一) 主な出現種は、繊毛虫綱の<i>Parafavella denticulata</i>、<i>Tintinnopsis</i> spp.、甲殻綱の<i>Oithona similis</i>、橈脚亜綱ノープリウス幼生、Copepodite of <i>Oithona</i> spp.、<i>Oithona davisae</i>、<i>Euterpina acutifrons</i>、尾索綱の<i>Oikopleura</i> spp. 等である。</p>
<p>修正後</p>
<p>オ. 調査結果 (一省略一) 主な出現種は、繊毛虫綱の<i>Parafavella denticulata</i>、<i>Tintinnopsis</i> spp.、甲殻綱の<i>Oithona similis</i>、橈脚亜綱ノープリウス幼生、Copepodite of <i>Oithona</i> spp.、<i>Oithona davisae</i>、<i>Euterpina acutifrons</i>、尾索綱の<i>Oikopleura</i> spp. 等である。</p>

以上